

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

学校法人 福井仁愛学園

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

計画期間：平成27年5月1日～平成30年3月31日までの2年11か月間

目標1 年次有給休暇の計画的取得の促進に向けた取り組みを行います。

平成27年5月～ 前年度の教職員の年次有給休暇取得状況を把握し、年次有給休暇の計画的取得に向けた取り組みについて検討します。

平成27年10月 厚生労働省の年次有給休暇促進期間に合わせ、取得促進啓発ポスターを掲示することで教職員の年次休暇取得意識の向上を図ります。

目標2 出産、育児に関する保護制度の理解促進のための措置を講じます。

平成27年5月～ 各校にて整備されている育児休暇・短時間勤務等に関する制度を、分かりやすく教職員に提示するための方策について検討を行います。また男性の育児休暇取得の促進に向けた検討を、取得しにくい環境となっていないか状況把握を行ったうえで検討します。

平成27年10月～ グループウェア等の学内イントラネットや、職場でのミーティングの場を利用して、制度に関するリーフレット等を活用し、育児休暇・短時間勤務制度に関する制度の更なる周知を図り、出産、育児に関する保護制度の浸透を図ります。

目標3 子育て支援に係る制度の周知により、教職員の育児参加意識の醸成を図ります。

平成27年5月～ 教職員が取得できる特別休暇等の制度について、理解・認識の向上を目的とし、制度内容を分かりやすく伝えるための方策について検討を行います。

- (1) 妻の出産時の父親である職員の特別休暇や育児休暇の取得の促進に向けた内容。
- (2) 小学校就学前の子どもに予防接種や健康診断を受けさせるため、取得することができる看護休暇の利用促進に向けた内容。
- (3) 小学校就学前の子を養育するため取得することができる特別休暇の利用促進に向けた内容。

平成27年10月～ グループウェアなど学内イントラネットや職場でのミーティングの場を利用して育児休業等の子育て支援制度の浸透を図ります。